

件名	愛媛県消費者保護条例及び愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	消費者保護基本法の一部改正 消費者基本法（平成16年6月2日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>消費者基本法が施行されたことを踏まえ、消費者の権利の確立及び自立の支援、新たな悪質商法による消費者の被害防止、IT化や環境に配慮した消費生活の推進等消費者政策を充実強化し、消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するための一部改正</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 愛媛県消費者保護条例の一部改正</p> <p>(1) 条例名の変更 「愛媛県消費者保護条例」 「愛媛県消費生活条例」</p> <p>(2) 基本理念の明確化</p> <p>(3) 県、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体の責務・役割の見直し</p> <p>(4) 危害防止のための情報提供及び情報提供を行った場合の事業者の措置義務</p> <p>(5) 不適切な取引行為の禁止</p> <p>(6) 知事に対する申出制度の新設</p> <p>2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例</p> <p>(1) 附属機関の名称変更 「愛媛県消費者保護審議会」 「愛媛県消費生活審議会」</p> <p>(2) 業務拡大 消費者施策への意見の具申</p>	
施行日	平成17年4月1日（上記1の(4)及び(5)については、平成17年7月1日施行）
<p>【その他参考事項】</p> <p>不適正な取引行為</p> <p>(1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの</p> <p>(2) 消費者を威迫し、執ように説得し、又は心理的に不安に陥れる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為で規則で定めるもの</p> <p>(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為で規則で定めるもの</p> <p>(4) 消費者若しくはその関係者を欺き、威迫し、困惑させる等不当な方法を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの</p> <p>(5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為で規則で定めるもの</p> <p>(6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為で規則で定めるもの</p> <p>(7) 信用の供与の契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為で規則で定めるもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる行為に準ずる行為で規則で定めるもの</p>	